



Title	『フランク王ダゴベルトゥス伝』における社会三分論
Author(s)	江川, 温
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1982, 15, p. 1-23
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47997
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『フランク王ダゴベルトウス伝』における社会三分論

江 川 溫

人間の社会が祈る者、戦う者、労働する者という三つの職分集団から成っているという理論が、ヨーロッパ大陸において明確な形で発現してきたのは一世紀初頭のことであつた。ラン司教アドルベルロンの『ロベール王に捧げる歌』⁽¹⁾（以下、カルメンと略記）、カンブレー司教ジエラールの伝記の中に書きとめられた彼自身の説教がその二つ⁽²⁾の代表例である。彼らの理論は単に後のいわゆる三身分論の淵源として注目されるばかりではない。多様な職業集団が相互に奉仕しあうことによって有機体としての社会が存続するという中世後期のモラリストたちの社会観の基礎概念も、こうした一世紀三職分論にその起源を求めるのである。⁽³⁾これらの思想史的問題と並んで、こうしたイデオロギーの出現と一世紀フランス社会の封建化との関係はどのようなものであるかという社会史的問題提起もまた可能である。こうして近年幾人かの研究者が一世紀三職分論の成立要因や性格に関心を寄せ、論争を開拓しているのである。

筆者は別稿においてラン司教アダルベルトンのカルメンをとりあげてその内容を分析し、それに基づいて三職分論の起源、その機能ないし目的について概観を試みた。⁽⁴⁾ そこでの結論を要約すると次のようになる。①三職分論の形式上の起源は、おそらく印欧語族の古代に一般的に見られる神話的世界觀および王權論——神々や人間集団のうちに主權、軍事、生産の三機能を認め、また王を三機能の統合者とする——の内にある。②それが九世紀から一世紀の西ヨーロッパにおいて、キリスト教的世界觀の中に統合されつつ一個の社会理論として再生・復活したのは、生産労働に対する評価の高まりと民衆運動の活性化を契機としてである。③三職分論の機能ないし目的について、一般的に王權のイデオロギー的強化と規定するルゴフの説をそのまま受け容れることはできず、これについては個別の三職分論についての精密な歴史的検討がまずもつて必要である。以上の二点である。しかし、もちろんこれはアダルベルトンのカルメンの考察から得られた仮説的見通しに過ぎないのであって、その充分な実証のためには、他の三職分論の例についての研究の積み重ねが必要なことは言うまでもない。

ところでアダルベルトンのカルメンやジエラールの説教と並んで、しばしば第三の例として引き合いに出されるひとつの中間にロレーヌ地方で執筆された『フランク王ダゴベルトウス伝 *Vita Dagoberti (III.) regis Francorum*』⁽⁵⁾（以下、ウイタと略記）がそれである。しかし、このウイタをアダルベルトンのカルメンやジエラールの説教と同類の三職分論史料として扱うべきか否かについては、C1・カロッツィとG・デュビイの間に意見の対立が見られる。⁽⁶⁾ この見解の相違は、史料それ自体についての性格規定のレヴエルと同時に、三職分論一般の性格をどう把握するかという史觀のレヴエルにも関わっていると見ることができる。そこで本稿では、まずこのウイタについてR・フォルツ

の研究⁽⁷⁾なども参照しつつその内容を概観し、カロツツイ、デュビイの見解を対照して問題点を明らかにした後、筆者のこの史料についての考えを述べてみたい。そこでは自ずから筆者自身の三職分論史觀が問題となるわけであり、そこにおける結論は先述の別稿における仮説的見通しと深く関わることになる。

二

ウイタは一種の聖者伝である。フォルツによれば⁽⁸⁾、聖王ダゴベルトゥスに対する信仰はストゥネイ・シュル・ムーズ（現ムーズ県ヴエルダン郡ストゥネイ）の聖レミギウス礼拝堂を中心として成立したものである。ここには六七九年にストゥネイで暗殺されたアウェストラシア分国王ダゴベルトゥス（いわゆるダゴベルトゥス一世）が埋葬されていた。王の死後、彼に関する伝承はトリエル司教区の諸修道院に保持され、またアルザス地方では同名の祖父ダゴベルトゥス一世に関する豊かな伝承と結びついて発展した。敬神の念厚く悲劇的な最期を遂げた王への追憶は、このような伝承の中で、彼に殉教者、聖者の相貌を付与していくものと考えられる。

八七二年、西フランクのシャルル禿頭王はストゥネイを訪れた。ウイタ及びゴルツェ修道院文書集の一節⁽⁹⁾によれば王はここで教会堂を拡張し、ダゴベルトゥスの棺をそこに安置するとともに、この教会に律修参事会を置いて聖務を行わしめるよう命じた。さらに彼の死を記念して毎年一二月二三日に聖ダゴベルトゥス祭を行うことが定められたという。この祭儀の存続は一〇世紀末の史料によつても確認される。西フランク王ロテールの妃エンマの祈禱書に付せられたカレンダーには「王にして殉教者たる聖ダゴベルトゥスの一二月二三日」との記載が見えているからである。⁽¹⁰⁾

この聖者信仰の次の段階を画する事件は一一世紀後半に起ころる。一〇六九年、ストゥネイを領有していたバス・ロレーヌ公ゴドフロワ・ル・バルビュは、教会改革政策の一環として、ストゥネイに置かれていた律修參事会をベネディクト系の小修道院に変換し、ゴルツェ修道院から修道士を招聘した。この時注目されるのは教会の名が既に「聖レミギウス教会」ではなく、「聖ダゴベルトウス教会」に変わつていたことである。いつこの改名が起きたのか詳かではないが、既にダゴベルトウス祭儀こそが典礼の中心となつていたことを窺わせる。以降、聖ダゴベルトウスの祭儀は一六世紀に至るまで、ストゥネイ及びヴエルダンで存続していいたといふ。⁽¹¹⁾

われわれが当面の問題としているウイタはこうしたダゴベルトウス信仰の展開の中に生まれたものであるが、正確な成立時期の確定は困難である。それが八七二年のシャルル王によるダゴベルトウス祭の設置を記していることからこの時点より後に成立したものであることは明らかであり、また一二世紀の二つの写本が最古のものとして知られていることから、原本がそれ以前に位置づけられるべきことも明瞭である。この時間幅の中でフォルツは成立時期を一一世紀後葉に求める。ダゴベルトウスのランスでの戴冠の記述はランス大司教の聖別・授冠特權の確定を反映しており、また王推挙における個人的能力評価の件や、とりわけ俗人が不正に横領していた財産を王が教会に返還させるというパターンのエピソードの繰り返しはグレゴリウス改革時代の雰囲気を伝えるものだと考へるのである。とすれば一〇六九年のバス・ロレーヌ公ゴドフロワによる、ストゥネイへのゴルツェ系修道士の導入はウイタ成立の契機ではなかつたかという推測が導かれる。かくてフォルツはウイタの匿名の作者をその当時のゴルツェの修道士に求めたのである。⁽¹²⁾これに対し、F・グラウスは一〇世紀末を成立時期と考えているようであるが、筆者は彼の著作を参照し得なかつたため、その論拠を詳かに知り得ない。しかし後述のカロッソイ、デュビイのそれぞ

れの立論からも明らかなように、成立時期の問題は内容解釈から推定する他には決め手を欠く状況である。われわれもここで内容の検討に進んでゆかねばならない。

ウイタの作者は序文において著述の目的を「至福なる殉教者（ダゴベルトゥス）に仕える兄弟たちが、かの祭儀の日に読誦するに相応しいものを何か持つよう」⁽¹⁵⁾ということであると述べる。すなわちこの聖王伝は八七二年以降毎年開催された聖ダゴベルトゥス祭に用いる目的で執筆されたものである。このことは他の史料からも推定できる。一七世紀にこのウイタを刊行したヴィルテミウスは、ストウネイのウイタ手稿の中に本文と並んで韻文で八八行からなるレジユメが存在するのを見出し、それを本文と併せて刊行している。⁽¹⁶⁾この韻文は本文の主要なテーマを漏れなく繰り返しており、祭儀の際の読誦により適合的な形態として本文を作り直したものと考えられるのである。

しかし、作者はウイタに着手するに当たって重大な困難に直面する。その時点では、ストウネイに祭られている

のがダゴベルトゥスという名の殺害された王であるということ以外には何ら詳しい資料は存在していなかつた。フオルツは、作者がメロヴィアン・ジヤン期の様々な史料を繙きつつダゴベルトゥス像の再構成に迫つてゆく過程を次のように推測する。件のダゴベルトゥスがパリのサン・ドニ修道院に眠るダゴベルトゥス一世でないことは明瞭であつた。シギベルトゥス王の子ダゴベルトゥス（すなわちダゴベルトゥス二世）は彼が参照し得た『フランク史書』などの記述の限りでは、宮宰グリモアルドゥスのクーデターによつてアイルランドへ放逐されたことしかわからなかつた。⁽¹⁸⁾彼が後にフランク王国に戻つて王位に就いたこと、ストウネイで暗殺されたことを明らかにする『聖セラベルガ伝』『聖ウイルフリドゥス伝』などを彼は参照しなかつたのである。とすればストウネイに埋葬されている

のは七一年から七五年にかけてアウストラシア、ネウストリア分国王であつたダゴベルトウス若年王（三世）以外にはあり得ない。作者は『フランク史書』の中にダゴベルトウス若年王は病死したとあるのを見たはずであるが、これを無視する。何しろストゥネイの聖ダゴベルトウスは殉教者であるはずであり、またそうでなければならないのだから。

かくてダゴベルトウス二世は、ウイタにおいては完全に三世にとり違えられる。さらにダゴベルトウス三世に関する史料も聖殉教者の事績を描く材料としてはあまりに乏しいので、作者はダゴベルトウス三世の同時代の、または異なる時代の様々な史料からその断片を剽窃し、つぎはぎ細工を重ねて全くの虚伝を作り上げるに至るのである。彼が材料として用いたのは主に『フレデガリウス年代記』・『フランク史書』・『メツス年代記』・『聖ワンドリュ修道院長事績』などであるが、王個人のポートレート描写においては『ダゴベルトウス（一世）治績』やAIN HALTの『カール大帝伝』までもがひき写されている。⁽²⁰⁾ 王の「殉教」を物語る第一二章に至つては、パウルス・ディアコヌスの『ランゴバルト族史』におけるフランク王グントラムヌス殺害に関するエピソードがそつくりそのまま利用されているのである。「ここに語られることに信を置いてほしい」とこの作者は度し難い無邪気さで訴える。「誠実な人びとの証すところによつて知つた以外のことは何ひとつ書かなかつたと知つてほしい」⁽²²⁾

しかしこのフィクションとしての聖王伝の中に、われわれのテーマにとつて重大な関連を持つ叙述が挿入されてゐる。まずそれは、王の即位後実現された完全な平和の世界を描写する第四章に現われる。「フランクの民は、ダゴベルトウス王の治世にあつて横溢するばかりの平和を楽しみ、全てが各々の位階(Ordo)に満足しつつ、自らの欲するがままに生きることができた。聖職者の位階は適切な時刻に全能の神に讃美歌を捧げ、多様な奉仕を以つて

王に仕えたのである。農民の位階もまた全き喜びと共に自らの土地を耕し王に感謝を捧げたのであるが、それは彼が自らの領土に平和を実現し、穀物の豊かな実りによって彼らを充足させたからである。貴族の若者たちも同様に、先祖の習いに従つて、定められた時には獵犬と鷹の遊びを大いに楽しんだのであるが、それによつて神のための行いから遠ざかることもなく、貧しき者に喜捨を行い、苦しむ者を助け、寡婦と孤児に力を貸し、裸の者に衣服を与え、旅人や入るべき屋根もなく放浪する者を引き取り、病者を訪い死者を埋葬したのである。実際、狩猟の習いといふものはかかる善行を積む人びとにとつては何ら徳の妨げにはならないと信じられるのである。⁽²³⁾

この文章の中にみられる「穀物の豊かな実り」については次の第五章でさらに具体的に説明される。作者は王の奇跡のひとつを紹介して次のように云う。「（ダゴベルトゥスが戴冠式を終えてランスを出発すると）かの地の村人たちが彼の前に現われ、御自らの手で種を蒔いて下さるようにと懇望した。寛大この上もない王はもちろん懇請者たちの願いをききとどけ、小麦の種を手にとつて傍の村人たちに属する土地にそれを蒔いた。主はダゴベルトゥス王の願いに応じてこの種子を豊かに潤されたので、それはこの地方で蒔かれた他の小麦よりも早く、異例な成熟を示した。かくてその年は全能の主が非常なる豊穣をこれらの人びとに与えられたので、主がこれを恵まれたのはダゴベルトゥスの徳の故であるということを誰も疑い得なかつたのである。」⁽²⁴⁾

次に末尾近く第一五章において聖ダゴベルトゥス祭の由来を述べ、全ての人びとが彼を崇敬すべき理由を挙げている部分が注目される。「されば全ての世俗の権力者は最高の帰依心を以つて至聖なる殉教者ダゴベルトゥスを崇拜すべきである。というのも全ての者の王である神はかの君を自らの民の上に立て、長期にわたつて王国の平和の実現者として守り給い、その後には殉教の勝利とともに天人の王国へと導き給うたからであり、そこでは彼はそれ

以降天使の軍団に加わり、壯嚴なる使徒の座を与えられ、紫衣を纏える殉教者の集団に数えられ、信仰告白者の純白の座を占め、処女の貞潔の褒賞すら享受することになったからである。また聖職者の位にあるものもまた、なべて彼を尊ぶべきである。というのも王は天においては『汝はメルキセデクの位階に基づき、永遠に聖職者である』と云われているものに一体化したからであり、その聖職者は彼のために天使とともに讃美歌を歌つてゐるからである。また更に、価値ある仕事に従事してゐる農民たちも王を崇拜すべきである。というのも土地からの豊かな実りというものは王のとりなし、彼の至上の徳を介して農民たちにもたらされるからである。一介のブドウ作りといえども、全精神力を傾けて件の聖者に封臣としての勤めを果すことを怠るべきではない。彼は自らの愉快な労働に際して件の聖者を援助者とすることができるのだから。⁽²⁵⁾

かくて地上の社会を構成する三つの位階は、聖王存命時にあつては彼の実現した平和の中で完全なる調和を保ち、王の死後はそれぞれ王との共通性や王の加護を理由としてこの聖王崇拜に結合さるべきものとされる。聖王は天上からこの三つの位階に幸福を授け続けるのである。もちろんこうしたテーマはウイタの作者が多くの材料をとり入れたメロヴィアンジヤン、カロランジヤン史料にはみあたらないものであり、明らかに別の起源を有するものである。果してこれはアダルベルロンのカルメンやジエラールの説教のテーマとどのような関連に立つものであろうか。

三

カロツツイはこの聖王伝における三位階のテーマはアダルベルロンやジエラールのそれと基本的に同一であると考える。⁽²⁶⁾ ダゴベルトゥス王が生前地上に実現した平和は超越的性格のものであり、カルメン一二三一九行における口

『フランク王ダゴベルトゥス伝』における社会三分論

ベール王即位後の平和⁽²⁷⁾と同じく、再びこの地上に戻つてくることのないユートピアである。しかもそれは天上の世界と完全な照應関係に立つものであり、そのような平和のうちに三位階は調和的に共存しうるのである。さらに王は貴族の中の第一人者であり、また司祭としての性格を併せ持つといわれる。第三位階たる農民に関しては、王は奉仕者・助力者ではあるが資質の共通性は持たない。これらは全てアダルベロンにとつての「あるべき王権」と共通した性格である。⁽²⁸⁾

もし相異点を挙げるとしてならばウイタにおいては第二位階たる貴族の「戦闘」が直接には賞揚されていないことである。しかしこのことは、ウイタが聖王のもとで実現された完全な平和の状態を描写するという目的、および平和の殉教者の功徳を説くという目的を持つていてことから説明される。完全な平和の下に戦闘は存在し得ないからである。現に王その人は即位以来幾多の戦闘を勝利に導いた武勇の人として現われて来ている。ウイタは「神の平和」運動に対置されるような「王の平和」のイデーを賞揚しているのであって、ここに再びアダルベロン、ジェラールとの共通性が見出しうるとカロッツイは云うのである。

ウイタについてのカロッツイのこのような見解は彼の九一一世紀三職分論に関する理解の仕方と深く関係している。彼にとってこの時期の三職分論とは何よりもまず空想的王権論、空想的平和論なのである。三職分論は彼の考えによれば、印欧語族の神話的世界觀と神話的王権論が形を変えキリスト教化されて復活したものであり、それは一世紀初のフランスにあつては王権論再建のための道具だったのである。⁽²⁹⁾ 三つの職分の調和による平和をもたらす王権のイデーはこうして一個の政治思想となる。しかし一方で、理想的な王権による平和の構築が既に不可能であることをアダルベロンもジェラールも匿名のウイタの作者も熟知していた。平和は切望されるものではある

が、地上においてはついに到達しえないものである。かくて平和のユートピアは遠い過去ないしは天上のイエルサレムの像として描出されることになつたとカロッソイは考える。

こうした内容理解の上に立ち、彼はこの聖者伝の成立時期、成立事情へも筆を進める。彼はまず、ここで挙げられている三位階の中に修道士に対する言及が全く見られないこと、第一位階がきわめて具体的に「聖職者 *sacerdos*」とされていることから、作者は修道士ではなく司祭であるうと推定する。すると著作時期はストゥネイの参事会教会が小修道院に変えられた一〇六九年以前と考えられる。さらに、作者は聖王としてのダゴベルトウスの奇跡を列挙しているのであるからして、もし成立時期が一〇五九年のフライリップ一世の戴冠以降であれば、既に王の超自然的力の現われとして定式化していた療癒治療力のエピソードが省かることはなかつたであろうし、M・プロックが考えたように王の奇跡的治療力の信仰がロベール王時代にまで遡るとすれば、こうしたエピソードを欠くウイタの成立時期は一〇三〇年代以前である可能性が強いとカロッソイは考える。

他方でウイタのテーマとアダルベルロンやジエラールとの結びつきを重視するカロッソイはこれらを繫ぐ輪としてロレーヌの貴族家門アルデンヌ家に注目する。アルデンヌ家はカロランジヤン血統を引く名門で一〇世紀後半からロレーヌでめざましい勢力伸長を遂げた。ラン司教アダルベルロンはこの一門の人であり、カンブレー司教ジエラールの母エルマントルードもまたそうである。この家は九八七年にストゥネイを領有するに至つた。一一世紀半ばのバス・ロレーヌ公で、ストゥネイにゴルツエ系修道士を導入したゴドフロワはエルマントルードの甥に当たる。⁽³¹⁾ ウイタのテーマとアダルベルロン、ジエラールのそれとの親近性を考える時、ウイタはアルデンヌ家の強い影響力下に作成された可能性が強い。しかもアルデンヌ家が聖なる先祖としてダゴベルトウスを賞揚しようとしたらしい形跡

が、一二世紀のウイタの手稿のひとつに付された系図から見てとれるのである。かくてカロツツイはウイタの成立時期を、アルデンヌ家がストゥネイを領有した九八七年から一〇三〇年代の間と推定するのである。すなわちウイタはアダルベルンのカルメンやジエラールの説教と時間的にも接近させられたわけである。

これに対してデュビイはフォルツと同様、ウイタは一〇六九年以降、すなわち修道士がストゥネイに入った後に成立したと見る。⁽³²⁾ まず王の奇跡的治療力の問題に関して言えば、ストゥネイを訪れる巡礼は聖ダゴベルトウスに病の治療を求めたのではなく豊穣を求めたのであって、ウイタはそれを反映しているに過ぎないと彼は考える。この問題については筆者は後により詳しく検討したいと思う。いずれにせよカロツツイが挙げる奇跡的治療力の問題は、デュビイにとつては成立年代の論拠たり得ないのである。次に彼は、カロツツイが強調するごとく、アルデンヌ家に先祖に聖者を求める意図があり、それがウイタの成立に関係しているであろうことを認める。しかし彼は、一〇二〇—三〇年代にはアルデンヌ家出身のロレーヌ公たちはドイツ王と対立関係にあつたが故に、⁽³³⁾ 君主を称揚するような著作の執筆を勧めることはあまりありそうもないと云う。筆者にとつてこの反論はやや理解に苦しむところがあるがここでは深くはたち入らない。要するに彼はむしろゴドフロワ・ル・バルビュやその女婿ゴドフロワ・ド・ブイヨン治下に作成されたと見ると解し易いと主張するのである。

かくてフォルツの、一一世紀後葉にゴルツェ修道院で成立したという説を支持するデュビイは、カロツツイの最大の論拠たる、ウイタにおける修道士の不在の問題に対しても次のように答える。今やストゥネイの主となつたゴルツェ系修道士はダゴベルトウスの聖遺物を保持し、それによつて巡礼をひきつけていた。従つて彼らは修道院から見て外の世界に存在する集団——それのみが巡礼の主体であるのだが——に縛りかけているのである。その外の

世界に修道士の姿が見えないのは何ら怪しむに足りない。

このようにウイタの描く世界を「修道士から見た外の世界」として把握する彼にとつては、「祈る者」との強い自己認識の上に立つアダルベルンやジエラールの三職分論とこの聖伝のテーマとは本質的に異なるものである。アダルベルンやジエラールにあつた現在の社会の批判とその改革、あるべき秩序への復帰という主張はウイタには全く見られない。現世の秩序の問題はこれの関心の外にある。従つてカロッツィが主張するような、「神の平和」に対抗するような「王の平和」のイデーは、デュビイによればこの著作には認められないことになる。

ウイタのプロパガンダの対象は王として農民にある。農民はひとつの「位階」を与えられるまでに高められ、価値ある仕事を為すものと呼ばれている。しかしこの「位階」が他の位階に提供する奉仕については何も語られていない。従つてアダルベルンに見られるような領主制に対する弁証も、またそれに対する批判もここにはない。貴族（の位階）に関するいうならば、戦闘による他の社会構成員の保護という奉仕については一言も触れられず、狩猟と慈善について語られるのみである。ここでは各職分集團の相互奉仕という、アダルベルンやジエラールの社会理論の鍵概念が完全に脱落しているのである。さらに聖職者についていえば、これを王に完全に従属しこれに仕えるものとしている点で、アダルベルンやジエラールの立つていたゲラシウス主義の伝統とは大幅に異なつているとデュビイは云う。要するに彼の見るところ、この著作のイデーはアダルベルンやジエラールのそれと同じ資格で社会思想と呼びうる種類のものではないのである。

このようなデュビイの考え方を規定しているのは、三職分論とは、一一世紀初のフランス社会の封建化に伴う様様の危機に直面した北仏司教たちがうち出した現世的政治・社会思想であるという見方である。そこでは現実の王

『フランク王ダゴベルトウス伝』における社会三分論

権、現実の教会、現実の領主制に対する問題意識が不可欠の要素であった。ウイタは、こうした司教たちの世界観に対立し、現世の放棄の中に最高の聖性を認め、また職分秩序を相対化する傾向を持つところの修道士的世界観の產物である。あえて分類するならばウイタの社会論はアボン・ド・フルーリのそれと同じく、修道士を聖職者・貴族・農民の上に置く四身分論に帰着することになる。

ウイタの中で用いられている現世社会についての形象はたしかにアダルベロンやジエラールのそれと似ていることをデュビイは認める。しかし前者の社会形象が後二者とは異なる歴史的文脈に属するものである限り、彼にとってこの類似は何の意味も持たないのである。カロッソイが形象の類似性から出発してこの三つに共通する思想を発見しようと努めるのに対し、デュビイは現世的政治・社会思想というクリテリウムを用いてアダルベロンやジエラールの思想とウイタのそれを切斷したとも云えよう。ではわれわれはウイタの性格を、そしてまた一一世紀三職分論との関係をどう捉えるべきであろうか。

四

まず成立時期の問題について考えてみたい。これについては、諸家の努力にも拘らず、決定的論証は今のところ存在していない。フォルツの論拠にしても反論は可能であり、カロッソイの論拠のうち時代の下限を求めた部分についてはデュビイの反論であらかた崩れ去ったといえるだろう。そのデュビイにしてもポジティヴな論拠を新たに提出できたわけではないのである。ただここで考えるべきはウイタの作者が相当豊富な資料を手元に置いて著述を進めているという事実である。これは少くとも参事会教会の中だけで執筆できるものではないと考えられる。當時

これだけの写本を備えた場所ということになれば、ゴルツェ修道院の写本室スクリプトリームがどうしても想起される。もしこの推定が正しければ、ストウネイにゴルツェ系修道士が入った一〇六九年以降の成立を考えることはきわめて自然である。

次に内容の性格に関して言えば、まず認めなければならないのは、ウイタの本質はアダルベロンやジエラールにみられたような現世的社會思想とは異質のものであるということである。この点に関するデュビイの主張はほぼ完全に肯定し得るものである。ダゴベルトウス王の平和は、遠い昔に失われた黄金郷の平和として語られているのであって、これを「神の平和」に対抗する一個の政治理念だとするカロッツィの主張はいささか牽強付会に過ぎるといふべきであろう。アダルベロンやジエラールの場合は、たとえ完全な平和が天上のものでしかないとしても現世はできる限りそれに向けて努力すべきものであり、従つて「神の平和」運動というあるべき秩序に反するものを排撃することは現実の中での目標であつた。同様に農民、貴族、聖職者、王が現実の中でいかなる関係をとり結び、またそれはいかにして理論的に正当化しうるのか、というアダルベロンやジエラールにとつての問題意識は最初からウイタには欠如している。これはこうした教会知識人の関心からは遠い所で書かれているといわざるを得ない。

しかしながら他方で、二度にわたつて社会を聖職者、貴族、農民の三位階から成るものとして描写しているのは単なる偶然とは考えられない。しかも、たとえばカロッツィがアダルベロンから剔出した王と三職分集團との関係のパターンが、このウイタの内にも見出されることもまた事実である。王はその一身のうちに「貴族の第一人者」⁽³⁷⁾「司祭」「豊穣をもたらす者」という性格を兼ね、また王の実現した平和の中で聖職者、貴族、農民の三つの集團の調和が達成されるのである。われわれはやはりカルメンとウイタという二つの著述の根には何らか人間の社会に

『フランク王ダゴベルトゥス伝』における社会三分論

ついての共通のイメージが潜在しているのではないかという印象拭うことができない。アダルベルトンと同一の社会イメージから出発しながら、それを現世的社会思想の方向へではなく、むしろ寓話的方向へ発展させていったのがウイタの匿名の作者ではなかつたであろうか。ウイタが現世的社会理論の著作ではない以上、「修道士から見た外の社会」³⁸⁾三位階社会に修道士の位階を加えて社会四分論であると性格づけることにはさしたる意味はないようと思われる。ここで問題となるのはその「外の世界」がどういうイメージで構成されているかということである。

このように考える時、カルメンとウイタに共通する社会イメージは、やはり印欧語族的三職分論の系譜の中にその出発点を求めるのが適切であると思われる。少くともこうしたものがカルメンやウイタの著者にヒントを与えていふと見て良いのではないか。印欧語族的三職分論はイングランドではアルフレッド大王の著述を介してアーヴルフリク、ウルフスタン等の三職分論の形成の酵母となつた。こうしたイングランド三職分論の影響がローレンスへ及んだ可能性も大きい。しかし印欧語族的三職分論を伝承文学の形で豊かに保持していたアイルランドからの直接の継承の可能性もまた存在する。

M・ルーシュによればアイルランドでは九世紀にも異教的三職分論が聖者伝の中に継承されていた。『聖パトリック傳』や『聖ブレンダヌス傳』がそれである。『聖ブレンダヌス傳』においてはこの聖者は航海の過程でやがて辿り着く島の住民について予言を行うのであるが、そこに登場する三種の民はそのまま生産者、戦士、祭司のシンボルである。このアイルランド起源のテキストは九〇〇年から九五〇年の間にメツスのゴルツエ修道院かトリエルの聖マクシミヌス修道院で新たに文書化され、そこから一〇一一世紀中にバイエルンからノルマンディーまで急速な普及を見た。年二度の聖ブレンダヌス祭のおり、これは公衆の面前で読誦されたものであることから見ても、

三つの職分から成る社会のイメージは決して古文書中の秘義にとどまっていたものではない。さてアルデンヌ家とゴルツェ修道院はかなり深い関係にあつたし、トリエルの聖マクシミヌ修道院は一一世紀にはこの家の一族がアヴェを勤めていた。⁽³⁹⁾ つまりアダルベロンもウイタの匿名の作者も、そしておそらくジエラールもこのアイルランド起源のテキストをよく知っていたと思われるのである。

かくてわれわれはウイタの中の社会三分論の少くとも起源のひとつを推定することができた。しかし重要な問題はその先にある。何故この匿名作者は、ウイタのモチーフのひとつとしてこの印欧語族的三職分論の形象を選んだのであろうか。カロランジヤン時代の君主理想は武勇によつて外敵を防ぎ、正しき裁きを行い、教会・聖職者を厚く保護し、貧者、弱者に救済の手を差しのべるというものであつた。そうした理念によつて描かれた国王頌辞のテキストはウイタにもふんだんに利用されている。これにそれまでの聖者伝によつてパターン化されたいくつかの奇跡⁽⁴⁰⁾と殉教のドラマを加えれば、一応の聖王伝が形を成したであらう。しかしその場合には、かかる聖王が支配する社会は教会人、戦士＝貴族、および「貧者・弱者」から成るものとして構想されることになる。実際カロランジヤン期の史料にはそのような社会認識を示すものがあつた。⁽⁴¹⁾

ウイタがこのような社会論に立脚することができなかつたのは、一口で言えば、王による豊穣の奇跡を導入したことである。これはそれ以前の聖者伝にも国王頌辞にも見られない新しい要素である。⁽⁴²⁾ 作者がこの要素をウイタに加える以上、こうした聖王の徳に対応する社会像は「貧者・弱者」ではなく「生産者」をうちに含むものとして描かれざるを得ない。かくて全体を統べるモチーフが一方では教会人、戦士＝貴族に、一方では生産者に結合した聖王として構想される時、印欧語族的三職分論の社会イメージが想起されたのは当然であらう。では何故豊穣の奇跡

は必要欠くべからざるものだつたのか。

国王＝豊穣祭司という思想は世界の農耕民族に広く見られる。J・G・フレイザーは大著『金枝篇』第六章においてこのような信仰の現われの例を豊富に挙げている。⁽⁴⁴⁾ 極東においても中国や日本の君主がそのような性格を持つことは周知の事実である。⁽⁴⁵⁾ 印欧語族的三職分論もこうした思想を内包しているといってよいであろう。王は三職分合者として表象されることが多いからである。⁽⁴⁶⁾ しかしこの三職分論の潜在が推定されるにも拘らず、中世ヨーロッパで国王＝農穣をもたらすものという思想が国王頌辞として表現されている例は皆無に等しい。こうした信仰の存在が瞥見される例はある。一〇八一年に皇帝ハインリヒ四世がルツカ近郊に達した時、農民たちは皇帝の衣服に触れることによって豊穣を得ようとしたという。しかしこれを伝える史料ではその行為は明らかに非難の対象になつてゐる。⁽⁴⁷⁾ また一二世紀のデンマーク人史家サクソ・グラマティクスは、デンマーク王ヴァルデマール一世が一六四年にドイツを旅行した時、当地の母親たちが子供を、農民たちは小麦をそれぞれ王に触れて貰いたがつたと語つてゐる。⁽⁴⁸⁾ これはドイツ人の信仰というよりサクソ・グラマティクスを含むデンマーク人の信仰と解すべきであろう。しかしサクソがこうした信仰に共感を持っていたとしても彼は建前上、これらの母親や農民たちを「迷信深い田舎者たち」と呼びざるを得なかつた。中世カトリック世界の辺境デンマークにしてこのような抑制が働いていたということは、古い国王＝豊穣祭司という異教的信仰が教会に完全に抑圧されていることを示している。とすれば、こうした思想が正統的な国王頌辞に登場しないのは当然である。

そうした状況を前提とする時、このウイタの中の王の豊穣奇跡の扱いにおけるオリジナリティが明らかになる。作者はまず王の役割をキリスト教の神への懇願者という形で明確化することによつて古い豊穣祭司信仰をキリスト

教化した上で、これをダゴベルトウスの主要な奇跡のひとつへと押し出しているのである。豊穣をもたらす力は王一般のカリスマ性ではなく、ダゴベルトウスの聖人としての特質に求められることになる。

しかしこのような意図的操作をしてまで、この奇跡譚をウイタの中に挿入した作者の意図はどこにあったのか。

ここでわれわれはこのウイタが何よりも祭儀に参集する公衆に読誦するためのものであり、おそらくは公衆に聖ダゴベルトウスの利益⁽⁵⁴⁾を解説するための手引であつたことを想起せねばならない。さらに一〇一一世紀は西ヨーロッパにおいて大衆的な規模での聖者崇拜、聖遺物崇拜が広まつた時期であり、ストゥネイを含むローレーヌ地方はその先進地帯であつたことを考え合わせねばならない。⁽⁵⁵⁾こうした民衆的宗教運動の担い手は基本的に農民であつた。開墾と農業生産性向上の時代に生きていたこれら農民たちにとつては魂の救済、疾病的治療などと並んで収穫の問題が大きな関心事であつたはずである。そしてストゥネイの聖人は王であるが故に、人びとは心性の奥で豊穣の利益⁽⁵⁶⁾との親和性を意識したのではなかろうか。誰かがダゴベルトウス王と豊穣とを結びつけた。それはウイタの作者であろうか、ストゥネイの農民であろうか。われわれにはもはや知り得ない。しかしもし前者であれば、彼はそのことによつて農民大衆をダゴベルトウスの祭儀に引き寄せようと企てたということになろうし、もし後者であれば、自生的な豊穣奇跡への信仰をウイタの作者が受容し、それを教義的に正統化したことになる。

ダゴベルトウスの祭儀に参集する農民たちに対してウイタは「価値ある仕事をするものたち」と呼びかけ、その労働を喜びに満ちたものだという。さらに彼らのために聖王が天上で神にとりなしを行い、豊かな美りを与えてくれると約束する。これに対し、祭儀の間の休業——これがなければ農民はストゥネイに詣ることはできない——の規範を破るものにはたちまちに天罰が下るとも説くのである。⁽⁵⁷⁾デュビイはこの書を「農民に阿つてゐる」とすら

云う。まいと云ふ通りである。しかしその背景には、一〇世紀のロレーヌを皮切りにフランスに拡大していくた
民衆的宗教運動の活性化があつたのである。かくてダゴベルトゥスは豊穣の聖者の相貌を帶び、それに理想の王と
しての像を重ね合わせる時、ウイタは印欧語族的三職分論を内にとりこんでゆかざるを得なかつたのではなかろう
か。

アダルベロンのカルメンやジエラールの説教とウイタの一一定の異質性を前提した上で、なお社会イメージの共通
性に鑑みて、筆者はウイタを「一世紀」三職分論の例のひとつに数えたいと考える。従つてウイタについても本稿冒
頭の三つの仮説的見通しとの照合が必要であろう。(1)および(2)については多言を要しない。ウイタの三位階論のヒ
ントはおそらくアイルランド起源の三職分論の系譜のうちに求められるであろう。しかしそれが聖者伝のライトモ
チーフとして活用されるに至つた契機は、一〇一一世紀の民衆的宗教運動そのものであつたと考えられる。(3)に
ついて言うならば、ウイタが現実の王権のイデオロギー的強化とほとんど関係を持たないことはデュビイの指摘す
る通りである。ウイタの三位階論の機能ないし目的は、社会を構成する各層を聖ダゴベルトゥス崇拜に結合するこ
とに他ならなかつたのである。

注

- (1) Cl. Carozzi, (éd.), *Adalbérone de Laon : Poème au roi Robert*, Paris, 1979.
- (2) *Gesta episcoporum cameracensium*, MGH SS VII, pp. 485—487.
- (3) P. Michaud-Quantin, «Le vocabulaire des catégories sociales chez les canonistes et les moralistes du XIII^e siècle», *Ordres et classes : Colloque d'histoire sociale*, Paris, 1973, p. 84.

- (4) 「ハノ同教アダルグロハヌ『ログ一ヌヒに捧げの詔』——ニ一口ハニ職分論研究序説——」、『史林』六四卷四叶、
1—111頁。
- (5) B. Krusch, (ed.), *MGH SRM II*, pp. 509—524.
- (6) Cl. Carozzi, «La tripartition sociale et l'idée de paix au XI^e siècle», *La guerre et la paix au Moyen Age : Actes du 101^e congrès national des sociétés savantes*, Paris, 1978, pp. 9—22 ; G. Duby, *Les trois ordres ou l'imaginaire du féodalisme*, Paris, 1978, pp. 209—214.
- (7) R. Folz, «Tradition hagiographique et culte de Saint Dagobert, roi de Francs», *Le Moyen Age*, t. LXIX, 1963, pp. 17—35.
- (8) *Ibid.*, p. 17.
- (9) Dom Calmet, (éd.), *Histoire ecclésiastique et civile de Lorraine*, II, 1745, *Preuves* p. CCCXLII 並の諸文
及 *Vita Dagoberti* ∈ MGH 並の諸文及 Krusch の註。Op. cit., p. 521, n. 1).
- (10) Mabillon, *Annales*, 1739, I, p. 511 及 Krusch の註。Op. cit., p. 521, n. 2).
- (11) Folz, *op. cit.*
- (12) *Vita ドガボルティ* Krusch の註。Op. cit., p. 510.
- (13) Folz, *op. cit.*, pp. 28—29.
- (14) F. Graus, *Volk, Herrscher und Heiliger im Reich der Merowinger*, Prague, 1963, p. 403 (四一ノ事未見)。
- (15) *Op. cit.*, p. 512. ... ut unica habeat fraternitas beato famulans martyri parum quid ad legendum in eius die
sollemnpi.
- (16) Krusch の註の後に曲譯。Op. cit., pp. 510—511.
- (17) Folz, *op. cit.*, pp. 21—28.
- (18) *Liber Historiae Francorum*, *MGH SRM II*, p. 316.
- (19) *Ibid.*, pp. 325—326.

(20) *Gesta Dagoberti I* フランク王ダゴベルトゥス傳、據て御 (pp.515—516) と *Einhardi Vita Karoli Magni* フランク王

據て御 (p.513) と記す。

(21) L. Bethmann & G. Waitz, (éds.) *Pauli Historia Langobardorum, III, 34, MGH SS. rer. Langob. et Ital.*, pp. 112—113.

(22) *Op. cit.*, p.512. ... quo fidem dictis adhibeant, non me alia scribere sciant, nisi quae veratum expertus sum testimonio.

(23) *Ibid.*, p.515. Affluenti itaque et multiplici gaudentes Francorum populi quiete in Dagoberti regis tempore, omnes pro libitu suo agebant in suo ordine ovantes. Sacerdotalis quippe ordo tempore congruo psallebat hymnos omnipotenti Deo ; militans serviebat regi suo multiplici obsequio ; agricultarum etiam ordo colebat terras suas cum omni gaudio, beneficens ei, qui posuit fines suos pacem et adipue frumenti satiabat eos.

Iuventus quoque nobilium iusta anticorum mores canum aviumque exultabat lusibus certis utique temporibus, nec tamen cessabat a divinis actibus tribuendo elemosinas pauperibus, subveniendo in tribulationibus positis, viduis et orphanis auxiliendo, nudos vestiendo, hospites et sine tecto vagantes suscipiendo, infirmos visitando mortuosque sepeliendo. Talia etenim agentibus non obesse prorsus venationis creditur usus.

(24) *Ibid.*, ... obviaverunt ei pagenses territorii illius, preantes suppliciter, ut manu propria dignaretur iactare semina. Illorum quippe depreciationibus annuens rex clementissimus, accepit sementem tritici in manibus et sparsit illud per circummanentium redditus ; quod semen ita rigavit Dominus regis Dagoberti precibus, ut insolito more maturaresceret citius quam aliud triticum, quod seminatum est in illis regionibus. Illo denique anno tantam frugum habundantiam tribuit omnipotens Dominus illis hominibus, ut nullus ambigaret, quod pro meritis Dagoberti hanc incolis terrae illius concessisset.

(25) *Ibid.*, pp.521—522. Veneretur itaque cum summa devotione omnis secularis potestas sanctissimum martyrem Dagobertum, quem Rex omnium principem statuit super populum suum et per tempora prolixa custodivit in

- regno pacificum ac post cum martirii triumpho perduxit ad regna caelorum, ubi modo fruatur angelorum consortio, apostolorum sublimi solio, martyrum consessu purpureo, confessorum tribunalis candido, virginum etiam castitatis bravio. Honoret illum omnino sacerdotalis dignitas, quia illi coniunctus est in caelis, cui dicitur : *Tu es sacerdos in aeternum secundum ordinem Melchisdech*, eique cum angelis ymnizat.
- Oportet preterea, illum prosequi digna exercentes opera agricolas, quoniam per illius interventum ac meritum optimum proveniet eis terrarum sufficiens fructus. Sordidus etiam vinitor non negligat sancto profecto toto mentis nisu honoris obsequium reddere, quem adiutorem potest habere in suo hilari labore.
- (26) «La tripartition sociale et l'idée de paix au XI^e siècle».
- (27) Carozzi, *Adalbérion de Laon : Poème au roi Robert*, p. 2.
- (28) Id., «Les fondements de la tripartition sociale chez Adalbérion de Laon», *Annales ESC*, 1978, p. 699.
- (29) *Ibid* ; *Adalbérion de Laon : Poème au roi Robert*, p. CXXXIX.
- (30) M. Bloch, *Les rois thaumaturges : Étude sur le caractère surnaturel attribué à la puissance royale particulièrement en France et en Angleterre*, Paris, 1961, p. 38.
- (31) ノシテルリヘコトナセ M. Parisse, *La noblesse lorraine XI^e—XIII^e siècles*, Lille et Paris, 1976, pp. 19—45, 844—849 統括。やく前掲註釋八頁註(29)のトネトスルハタクセキヤウスルトスルモレニカニ、聖ニヤウスルモレニカニの據る世にトスル。
- (32) Duby, *op. cit.*, pp. 209—214.
- (33) Parise, *op. cit.*, pp. 39—45.
- (34) ハルマヘセトタヌケノハ、ハルマヘニテ観ガ op. cit., pp. 25—81, 155—205, 215—225。
- (35) *Ibid.*, pp. 214—251.
- (36) *Apologeticus ad Hugonem et Robertum reges Francorum*, PL CXXXIX, col. 461—472.
- (37) *Op. cit.*, p. 513.

(33) M. Rousche, «De l'Orient à l'Occident : Les origines de la tripartition fonctionnelle et les causes de son adoption par l'Europe chrétienne à la fin du X^e siècle», *Occident et Orient au X^e siècle : Actes du IX^e congrès de la société des historiens médiévistes de l'enseignement supérieur public*, Paris, 1979, pp. 31—49.

(39) 前掲拙稿中貢。

(40) Parisse, *op. cit.*, p. 22.

(41) 第六章 (pp. 515—516) に於ける「馳かれたる者」の治癒はカロラハニヤハ類の聖者に於ける一般的である。J.-Cl. Poulin, *L'idéal de sainteté dans l'Aquitaine carolingienne d'après les sources hagiographiques* (750—950), Québec, 1975, p. 111. 第八章 (p. 516) の神明裁判の回憶である。第 10 章 (p. 517) に於ける杖が鑑金の上に於ける碑文記述の正確性を主張するものである。Folz, *op. cit.*, pp. 26—27.

(42) Duby, *op. cit.*, pp. 121—127.

(43) Folz, *op. cit.*, p. 27.

(44) 永橋卓介訳、岩波文庫、一九五一年、一九〇—一〇〇頁。

(45) 中國に於ける田村泰助『黃土を拓いた人々』、河出書房新社、一九七六年、一〇八—一一二頁。

(46) D. Dubuisson, «Le roi indo-européen et la synthèse des trois fonctions», *Annales ESC*, 1978, pp. 21—34.

(47) Rangerius, *Vita Anselmi*, *MGH SS XXX* 2, p. 1256. 「ハケリウスは統治する。「必ずしも聖徒は聖なる愛する者である。キリストの愛が人に何を命じ、何を命じなかつたか」と云ふ所で、わからぬへなつてしまつた。」

(48) M. Bloch, *op. cit.*, pp. 57—58.

(49) *Ibid.*, n. 1).

(50) 今野國雄『西洋中世世界の發展』、岩波書店、一九七九年、六五—七一頁。

(51) *Op. cit.*, pp. 522—523.